

2018年5月30日

株 主 各 位

東京都荒川区西日暮里二丁目25番1-702号
株式会社ダイナムジャパンホールディングス
取締役 佐藤 公平
兼 代表執行役

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月21日（木曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）

2. 場 所 東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号
株式会社ダイナム本部ビル

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第7期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）
単体計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 株式の割当、発行及び取引の包括授権の件
第3号議案 自己株式取得の包括授権の件
第4号議案 取締役9名選任の件
第5号議案 香港証券取引所上場規則に基づく監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 株主様ご本人が株主総会に出席される場合

- ・会場受付にて株主様ご本人であることの確認をさせていただきます。株主様ご本人であることの確認は、事前に登録された株主様ご本人の署名を照合させていただく方法で行いますが、念のため、パスポート又は運転免許証その他の本人確認ができる書面もご持参ください。

(2) 株主様ご本人が出席されずに、代理人様が出席される場合

- ・当社から送付した「委任状」用紙に所定の記載をされるとともに、株主様ご本人が署名してください。株主様ご本人の署名であるかどうかについては、事前に登録された株主様ご本人の署名と照合させていただく方法で行いますので、必ず株主様ご本人が事前に登録された署名を行ってください。
- ・代理人様は、株主総会当日「委任状」を会場受付にご持参ください。
- ・会場受付にて出席される代理人様ご本人であることの確認をさせていただきます。パスポート又は運転免許証その他の「委任状」用紙に記載された代理人様ご本人であることの確認ができる書面をご持参ください。

(3) 株主様ご本人が出席されずに、株主総会の議長を代理人として選任される場合

- ・当社から送付した「委任状」用紙に所定の記載（代理人の住所又は主たる事務所及び氏名又は名称の欄は記入しないでください。）をされるとともに、株主様ご本人が署名してください。株主様ご本人の署名であるかどうかについては、事前に登録された株主様ご本人の署名と照合させていただく方法で行いますので、必ず株主様ご本人が事前に登録された署名を行ってください。
- ・代理人の住所又は主たる事務所及び氏名又は名称を除く所定の記載がされ、株主様ご本人が署名された「委任状」を、株主総会開催の日時までに同開催場所に到達するよう郵送いただくか、又は株主総会開催の48時間前までに当社の株主名簿を管理する Computershare Hong Kong Investors Services Limited（所在地：17M Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong）に提出してください。

5. その他の注意事項

- (1) この招集通知に記載された株主総会の決議事項のすべては投票による決議に付されます。
- (2) 2018年5月23日における最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、株主総会において権利を行使することができる株主とします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。
- (4) 香港の中央清算決済システム（CCASS）に預託され、香港中央結算有限公司（HKSCC）の子会社であるHKSCC Nominees Limited名義で登録された当社株式に関する受益者（CCASS受益者）は、日本法のもとで当社株主とは認識されません。CCASS受益者の権利は、HKSCC Nominees LimitedとCCASS受益者との間の取り決め及びCCASSの一般的な運営規則にしたがって行使されます。

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dyjh.co.jp>）に掲載させていただきます。

【第7期期末配当金について】

当社は、2018年4月25日開催の取締役会で期末配当金の基準日を同年6月4日とすることを決議いたしました。また、同年5月23日開催の取締役会で、期末配当金を1株につき6円とし、効力発生日（支払開始日）を同年6月22日とすることを決議いたしました。

(添付書類)

事 業 報 告

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、日本銀行による金融緩和政策の継続等を背景に企業業績が堅調に推移するとともに雇用環境の改善が進捗するなど、引き続き回復基調で推移してまいりました。一方、景気の先行きにつきましては、米国の通商政策の先行不透明感、円高進行や人件費の上昇に伴うコスト増加など懸念材料も顕在化しております。

パチンコホール業界におきましては、継続して厳しい経営環境にあり、高貸玉店舗を中心に顧客数が減少しており、貸玉収入は引き続き減少傾向にあります。また、2016年12月のIR推進法^(※)の成立を背景に、パチンコ依存問題への対応として遊技機の射幸性抑制が進められており、2018年2月に改正遊技機規則が施行されました。この規則改正は遊技機の出玉抑制を主な内容としており、今後パチンコ営業の射幸性低下がより一層進行すると捉えております。

このような環境下、当社グループでは2018年1月にプライベートブランド「ごらく」シリーズ2機種を発表、2月より店舗への導入を開始するなど、気軽に遊んでいただける環境の整備を進めてまいりました。また、顧客視点に基づいた店舗づくりと顧客にフォーカスした営業推進を重要方針として掲げ、店舗リニューアルや各種営業施策の実施により、稼働向上に努めてまいりました。

当社グループは、パチンコを「誰もが気軽に楽しめる日常の娯楽」とすることを目指しており、その実現に向け低貸玉店舗の出店による業界シェアの拡大に取り組んでおります。当連結会計年度におきましては、低貸玉店舗6店舗の新規出店、商圈見直しに伴う2店舗の閉店及び高貸玉店舗から低貸玉店舗への業態変更を1店舗実施いたしました。これらにより、当連結会計年度末の店舗数は450店舗となり、業態別では高貸玉店舗180店舗、低貸玉店舗270店舗となっております。

当連結会計年度における連結業績は、営業収入1,520億92百万円（前期比3.0%減）、営業利益173億49百万円（前期比9.1%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益108億70百万円（前期比16.1%増）となりました。

(※) 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

(2) 重要な企業再編等の状況

- ① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ② 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は総額48億36百万円であり、パチンコホール事業における新規出店及びリニューアルにともなう建物、構築物、工具器具备品等の取得が主なものであります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、以下の財務取引を行っております。

- ① 手元資金を活用し、設備投資を資金使途とするシンジケートローンに関して207億円を返済いたしました。
- ② 有事への対応として震災対応型コミットメントライン契約（契約金額150億円、期間3年）の契約期間を1年間延長し、契約期限を2021年3月としております。

なお、当社グループではCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、グループ各社の資金を集中管理することにより、資金の効率化と有利子負債の増加抑制を図っております。

これらの結果、当連結会計年度末における有利子負債は85億72百万円となり、前連結会計年度末に比し214億77百万円減少しております。

(5) 対処すべき課題

① ローコスト経営の推進

当社グループでは、低貸玉営業を中心とした出店を推進しております。低貸玉営業は、高貸玉営業に比較し営業収入や利益も総じて小さくなるため、よりローコストで経営する技術・ノウハウが求められます。当社グループでは、店舗の標準化による建築資材の効率的な購入、現場での日常業務の標準化、店舗サポート組織である本部、ゾーン組織の見直しと適正人員の配置によるスリム化を図り、ローコスト経営を推進してまいります。

② 内部統制の強化

当社グループでは、グループ内部統制委員会を設置しており、取締役会で決議された「内部統制の基本方針」に基づき、グループにおける内部統制システムの構築を行うとともに、法令の状況変化に応じた点検・整備を行っております。また、下位組織にグループ危機管理委員会を設置し、グループ全体に内在するリスクを包括的に把握し、危機管理に関する課題解決に取り組んでおります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	国際財務報告基準（IFRS）			
	第4期	第5期	第6期	第7期
	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期 (当連結会計年度)
営業収入 (百万円)	154,556	155,911	156,869	152,092
営業利益 (百万円)	19,344	18,166	15,899	17,349
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	11,303	10,544	9,360	10,870
基本的1株当たり当期利益 (円)	15.22	13.92	12.23	14.19
総資産 (百万円)	180,936	189,184	205,115	184,971
親会社の所有者に帰属する持分合計 (百万円)	135,077	132,645	136,953	137,532
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	181.84	173.40	178.79	179.55

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

(2018年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社ダイナム	5,000百万円	100	パチンコホール経営
夢コーポレーション株式会社	50百万円	100	パチンコホール経営
株式会社キャビンプラザ	10百万円	100	パチンコホール経営
株式会社ダイナムビジネスサポート	1,020百万円	100	不動産賃貸、不動産管理
株式会社日本ヒュウマップ	100百万円	100	飲食店の営業、清掃
Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司)	800百万香港ドル	100	アジア圏での事業投資

③ 特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ダイナム	東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号	49,701百万円	105,311百万円

(8) 主要な事業内容

当社は、持株会社として、グループ全体の経営を統括しております。

当社グループの主要な事業は以下のとおりであります。

(2018年3月31日現在)

事業区分	事業内容
パチンコホール事業	パチンコホール経営
不動産関連事業	不動産賃貸、不動産管理
飲食事業	パチンコホールに併設する飲食店の営業
清掃事業	パチンコホールの清掃
投資事業	アジア圏での事業投資

(9) 主要な事業所

① 当社

(2018年3月31日現在)

本店	東京都荒川区西日暮里二丁目25番1-702号
香港支店	Unit A1, 32nd Floor, United Centre, 95 Queensway, Admiralty, Hong Kong

② 主要な子会社

(2018年3月31日現在)

株式会社ダイナム	本店	東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号
	店舗	全国46都道府県に405店舗
	物流センター	全国16道県に16箇所
夢コーポレーション株式会社	本店	愛知県豊橋市駅前大通一丁目135番地
	店舗	全国23道県に37店舗
株式会社キャビンプラザ	本店	東京都荒川区西日暮里五丁目21番7号
	店舗	全国5県に8店舗
株式会社ダイナムビジネスサポート	本店	東京都荒川区西日暮里五丁目21番7号
株式会社日本ヒューマップ	本店	東京都荒川区西日暮里五丁目15番7号
	店舗	全国46都道府県に389店舗
Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司)	本店	Unit A1, 32nd Floor, United Centre, 95 Queensway, Admiralty, Hong Kong

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

(2018年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
4,958名	62名減

(注) 従業員数は、就業人員数であり、上記のほか臨時従業員13,119名(当連結会計年度中の平均雇用人数)を雇用しております。

② 当社の従業員数

(2018年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
44名	7名減

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、上記のほか臨時従業員6名(当連結会計年度中の平均雇用人数)を雇用しております。

2. 当社から子会社への出向者は除き、子会社から当社への出向者を含んでおります。

(11) 主要な借入先の状況

(2018年3月31日現在)

借入先	借入残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	3,127
株式会社三井住友銀行	2,085

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,520,000,000株
(2) 発行済株式の総数 765,985,896株
(3) 株主数 163名
(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
HKSCC Nominees Limited	182,247	23.79
Sato Aviation Capital Limited	162,522	21.22
リッチオ株式会社	95,810	12.51
一般財団法人ワンアジア財団	80,000	10.44
佐藤 公平	55,139	7.20
佐藤 茂洋	46,575	6.08
佐藤 政洋	45,059	5.88
西脇 八重子	40,896	5.34
ダイナムジャパンホールディングス 従業員持株会	17,618	2.30
ダイナムグループ取引先持株会	10,347	1.35

- (注) 1. 自己株式は所有していません。
2. 大株主の所有持株数については、実質所有持株数で記載しております。
3. HKSCC Nominees Limitedは、香港証券取引所である Hong Kong Exchanges and Clearing Limitedの子会社であり、中央清算決済システム (Central Clearing and Settlement System) の口座に預託された香港上場株式の名義株主となっております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の状況

(2018年3月31日現在)

氏名	当社における地位及び担当	重要な兼職の状況
佐藤 公平	取締役会議 代表執行役員 指名委員会委員 報酬委員会委員	株式会社ダイナム 取締役会長 Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司) 取締役兼CEO
佐藤 洋治	取締役	Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司) 取締役 一般財団法人ワンアジア財団 代表理事
藤本 達司	取締役	株式会社ダイナム 代表取締役社長
高野 一郎	取締役会議 監査委員会委員	弁護士 株式会社光通信 取締役監査等委員 (社外取締役)
牛島 憲明	取締役	
加藤 光利	取締役会議 指名委員会委員 報酬委員会委員	株式会社エコマテリアル 代表取締役CFO
トーマス・イップ	取締役委員	AIP Partners C.P.A Limited プラクティシング・ディレクター (香港公認会計士)
村山 啓	指名委員会委員 報酬委員会委員	
神田 聖人	取締役委員	税理士
坂本 誠	執行役	株式会社ダイナム 常務取締役
水谷 義之	執行役	株式会社ダイナム 常務取締役
勝田 久男	執行役	Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司) 取締役
大部 清司	執行役	
佐藤 公治	執行役	株式会社ダイナム 取締役

- (注) 1. 高野一郎氏、牛島憲明氏、加藤光利氏、トーマス・イップ氏、村山啓氏及び神田聖人氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 香港証券取引所上場規則において、佐藤洋治氏、藤本達司氏および牛島憲明氏は、非業務執行取締役であり、高野一郎氏、加藤光利氏、トーマス・イップ氏、村山啓氏及び神田聖人氏は、独立非業務執行取締役であります。
3. 監査委員の高野一郎氏は、弁護士の資格を有しております。また、他社の社外監査役等の経験も豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査委員のトーマス・イップ氏は、香港公認会計士であり、香港でタックスアドバイザーを勤めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査委員の神田聖人氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度

の知見を有するものであります。

6. 当社は、監査委員会の職務を補助する常勤の監査補助者を監査委員会業務室に配置しているため、常勤の監査委員の選定は行っていません。
7. 藤本達司氏は、2017年6月22日開催の第6期定時株主総会において、新たに取締役を選任され、就任いたしました。
8. 大部清司氏は、2017年6月22日付で新たに執行役に就任いたしました。
9. 佐藤公治氏は、2017年11月1日付で新たに執行役に就任いたしました。

(2) 報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

報酬委員会において、役員報酬及び役員賞与の支給方法を以下のとおり定めております。

① 取締役・執行役の報酬決定に関する事項

同業他社等の民間企業の支給水準を勘案の上、個別役員に期待する役割及び責任に見合った報酬を決定しております。

② 取締役の報酬

取締役の報酬は、固定報酬と役員賞与から構成され、固定報酬は、役位及び役割、常勤・非常勤の別を反映した報酬ランクに基づき支給し、役員賞与は、業績達成度に応じて支給しております。なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給していません。

③ 執行役の報酬

執行役の報酬は、固定報酬と役員賞与から構成され、固定報酬は、役位及び役割に応じた報酬ランクに基づき支給し、役員賞与は、業績達成度に応じて支給しております。

(3) 取締役及び執行役の報酬等の総額

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

	支給人数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	※2 9名 (7名)	70百万円 (38百万円)
執行役	7名	140百万円

※1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

※2. 期末日現在、取締役9名（うち社外取締役6名、執行役兼務1名）、執行役5名となっております。なお、取締役が執行役を兼務している期間においては、取締役としての報酬は支給していません。

(4) 社外取締役に関する事項

① 他法人等の重要な兼職状況

4. 会社役員に関する事項(1)取締役及び執行役の状況の表に記載のとおりであります。当社と兼任している他の法人等との間には、取引関係等はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
高野 一郎	当事業年度に開催された取締役会13回、監査委員会15回の全てに出席し、法律の専門家の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
牛島 憲明	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、金融・証券業の企業経営者の観点及び見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
加藤 光利	当事業年度に開催された取締役会13回、指名委員会4回、報酬委員会8回の全てに出席し、製造・金融業の企業経営者の観点及び見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
トーマス・イップ	当事業年度に開催された取締役会13回、監査委員会15回の全てに出席し、税務・会計に関する専門家の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
村山 啓	当事業年度に開催された取締役会13回、指名委員会4回、報酬委員会8回の全てに出席し、流通業における人事労務の専門家の観点及び見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
神田 聖人	就任後に開催された取締役会10回、監査委員会11回の全てに出席し、税務・会計の専門家の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

P w Cあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払う会計監査人の報酬等の額	71百万円
子会社が支払う会計監査人の報酬等の額	26百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備、監査報酬の見積もりなどを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員の全員の同意に基づき監査委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の監査品質並びに監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任もしくは不再任の検討を毎年行っております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備

当社は、取締役会において、内部統制の基本方針を以下のとおり決議しております。

1. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役は、法令及び文書管理に関する規程に従い、執行役の職務の執行に係る情報を保存及び保管する。

執行役は、取締役、監査委員会、会計監査人の要請があった場合、執行役の職務の執行に係る情報を開示することができる体制を整備し、運用する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

執行役は、事業活動を阻害するリスクに対処するため、グループ危機管理委員会を設置し、リスク管理に関する規程を整備する。

グループ危機管理委員会は、リスク情報を網羅的に集約し、そのリスク分析及び管理策の策定を行う。

執行役は、不測の事態が発生した場合は、緊急対策本部を設置し、損害の拡大を最小限にとどめる。

3. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、適正かつ効率的な執行役の職務の執行を確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その他、社内規程を整備し執行役の権限及び責任並びに会議体における審議及び決定の手続きの過程を明確にし、もって効率的な職務執行体制及び業務執行の責任体制の確立を図る。

4. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款を遵守することはもとより、企業理念に則った事業を運営していくため、以下の取り組みを行う。

- (1) 当社は、役員及び従業員が法令、定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるため「ダイナムジャパンホールディングスグループ企業行動憲章」を定める。
- (2) 当社は、役員及び従業員に、「ダイナムジャパンホールディングスグループ企業行動憲章」を継続して周知する。
- (3) 当社は、「ダイナムジャパンホールディングスグループ企業行動憲章」に基づき、コンプライアンスに関する課題の解決を図る。
- (4) 執行役は、当社グループ（以下「グループ」という。）の内部通報制度の仕組みをつくり、コンプライアンス体制の実効性を高める。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社間の取引について法令に従い適法に行うとともに、グループの各社が適正な業務執行を行っていくため、以下の取り組みを行う。

(1) 当社は、定期的開催される経営戦略会議、事業報告会議において、子会社の経営状況、財務状況その他重要な情報について報告を受け審議するとともに、子会社に是正を指示した事項に係る対応状況について把握することにより、適切な経営指導及び管理を行う。かかる過程において、予見されるビジネスリスクを継続して把握し、必要な諸施策を講ずる。

(2) 執行役は、グループ内部統制委員会とその下にグループ危機管理委員会を設け、グループ全体の損失の危険の管理のために必要な体制の整備と運用を行う。

(3) 取締役会は、グループ経営の基本方針を定め、グループ会社の事業計画及び予算を承認し、その業務執行の効率性を確保する。

執行役は、業務執行にあたっては、取締役会規則、執行役業務執行規則その他執行役の職務と権限に関する規程に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行うとともに、子会社の規模や状況に応じて、財務経理、人事、法務の業務を支援する。

(4) 執行役は、「ダイナムジャパンホールディングスグループ企業行動憲章」並びに法令及びグループ各社の社内規程をグループの役員及び従業員に継続して周知する。

執行役は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することにより財務報告の信頼性を高めるものとする。

執行役は、コンプライアンスに関する従業員の意識調査及びグループの内部通報制度等を活用して、グループにおける法令違反等の問題の早期発見と適時な対応を行い、内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、その改善を求める。

当社は、市民社会の秩序や安全に威嚇を与える反社会的勢力及び団体（以下「これら団体等」という。）とは一切の関係を遮断し、これらの団体等からの不当要求を断固拒否すると共に、これらの団体等と関係のある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。また、警察、顧問弁護士等の外部専門機関との連携に努め、グループ全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

6. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

執行役は、監査委員会の職務を補助すべき使用人より構成される監査委員会業務室を設置する。

7. 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役は、監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程を設け、その使用人の職務遂行及び人事等について独立性を確保するために必要な事項を定め、運用する。

8. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

執行役は、監査委員会の職務を補助すべき使用人について、他部門の使用人を兼務させないものとし、当該使用人が監査委員会又は監査委員会から指名を受けた監査委員の指揮命令に従ってその職務を遂行する体制を整備する。

9. 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会の報告に関する体制

当社は、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、執行役及び従業員の業務執行に関する定期報告や重要事項の報告が、監査委員会に行われるよう、以下の取り組みを行う。

- (1) 執行役又は執行役が指名した者は、監査委員会に対し、定期的にその職務及び業務の執行状況について、報告を行うものとする。
- (2) 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員は、監査委員会の求めに応じて、その職務及び業務の執行状況について報告を行うものとする。
- (3) 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員は、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項並びに重大な法令及び定款に違反する事実を発見した場合は、監査委員会に直接報告できるものとする。
- (4) グループの内部通報制度の担当部門は、グループの内部通報の活動状況について、定期的に監査委員会に報告する。
- (5) 執行役は、監査委員会又は監査委員へ報告を行ったグループの役員及び従業員に対する当該報告をしたことを理由とした不利益取扱いを禁止する。

10. 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員が当社に対し、その職務の執行について、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないと認められる特段の事情がない限り、これを拒むことができず、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

執行役は、監査委員会の指名する監査委員に対し、執行役が主宰する経営会議体に参加する機会を提供する。

グループ監査部門の責任者は、内部監査計画について監査委員会と協議し、グループ業務の監査並びに内部統制の整備及び運用について監査した結果を監査委員会に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス

当社は企業理念・経営方針で構成された「ダイナムジャパンホールディングスグループ企業行動憲章」を定めております。役員及び従業員は、この企業行動憲章に則り行動することを徹底し、当該内容の浸透を図るため、全役員・従業員への教育を継続して行っております。

当社は組織的又は個人による違法・不正・規程違反等のコンプライアンス違反行為や業務遂行上の違反行為等の早期発見を目的に内部通報制度を運用しております。また、反社会的勢力排除に向けた対応として、取引先に対するスクリーニング調査を実施しており、加えて、新規取引先との間においては、反社会的勢力と関係を持たないことについて書面で合意するなど、反社会的勢力との関係を一切遮断するための必要な措置を講じております。

② 危機管理

グループ内部統制委員会の下位組織に、グループ危機管理委員会を設置しており、事業活動を阻害するリスク分析及び事件事故が発生した際の緊急対策の対応について協議しております。グループ危機管理委員会は、毎月定例で開催しており、当事業年度においては12回開催しております。

③ 子会社管理

毎月開催している事業報告会議等にて、子会社の経営上の重要な事項について報告を受けるなど、適切な経営指導を行っております。また、当社は子会社の監査を実施しており、法令遵守状況と業務執行状況等を点検しております。当該監査によってグループ各社における課題や問題点を早期に確認し、当該課題について改善計画書を作成して対応することで業務の適正性確保及び効率化を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、連結業績に連動した株主への利益還元を重要課題の一つとして位置付けております。剰余金の配当につきましては、国際財務報告基準（IFRS）で計算された連結当期利益の35%を下回らない配当を実施することを基本方針としております。

なお、剰余金の配当につきましては、2017年11月21日開催の取締役会決議に基づき、1株当たり6円の間配当を実施いたしました。期末配当につきましては2018年5月23日開催の取締役会において1株当たり6円と決定させていただきました。

連結財政状態計算書

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産)		(負債)	
非流動資産		流動負債	
有形固定資産	98,794	仕入債務及びその他の債務	19,220
投資不動産	1,490	借入金	7,351
無形資産	3,545	リース債務	256
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	5,894	引当金	1,971
繰延税金資産	10,694	未払法人所得税等	2,891
その他の非流動資産	11,409	その他の流動負債	7,954
非流動資産合計	131,826	流動負債合計	39,643
流動資産		非流動負債	
棚卸資産	2,925	繰延税金負債	6
売上債権	469	借入金	1,221
景品	4,114	リース債務	326
その他の流動資産	5,104	その他の非流動負債	799
現金及び預金	40,533	引当金	5,461
流動資産合計	53,145	非流動負債合計	7,813
		負債合計	47,456
		(資本)	
		資本金	15,000
		資本剰余金	12,741
		利益剰余金	114,106
		その他の資本の構成要素	(4,315)
		親会社の所有者に帰属する持分合計	137,532
		非支配持分	(17)
		資本合計	137,515
資産合計	184,971	負債及び資本合計	184,971

連 結 損 益 計 算 書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営業収入		152,092
営業費用	(136,727)	
一般管理費	(5,049)	
その他の収入	9,458	
その他の費用	(2,425)	
営業利益		17,349
金融収益	236	
金融費用	(781)	
税引前当期利益		16,804
法人所得税費用		(5,879)
当期利益		10,925
当期利益の帰属		
親会社の所有者		10,870
非支配持分		55
当期利益		10,925

連 結 持 分 変 動 計 算 書

(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
				その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	為替換算調整勘定
2017年4月1日（期首）残高	15,000	12,741	112,403	(4,721)	1,515
当期利益	—	—	10,870	—	—
その他の包括利益	—	—	—	(335)	(765)
利益剰余金への振替	—	—	25	(24)	—
当期包括利益合計	—	—	10,895	(359)	(765)
非支配持分株式の取得による減少	—	—	—	—	—
2018年度配当金	—	—	(9,192)	—	—
当期変動額合計	—	—	1,703	(359)	(765)
2018年3月31日（期末）残高	15,000	12,741	114,106	(5,080)	750

項 目	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		合計		
	その他	合計			
2017年4月1日（期首）残高	15	(3,191)	136,953	(72)	136,881
当期利益	—	—	10,870	55	10,925
その他の包括利益	1	(1,099)	(1,099)	1	(1,098)
利益剰余金への振替	(1)	(25)	—	—	—
当期包括利益合計	—	(1,124)	9,771	56	9,827
非支配持分株式の取得による減少	—	—	—	(1)	(1)
2018年度配当金	—	—	(9,192)	—	(9,192)
当期変動額合計	—	(1,124)	579	55	634
2018年3月31日（期末）残高	15	(4,315)	137,532	(17)	137,515

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称

株式会社ダイナム、株式会社キャビンプラザ、夢コーポレーション株式会社、株式会社ダイナムビジネスサポート、株式会社日本ヒューマップ、Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司)

(2) 会計処理基準に関する事項

① 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、指定国際会計基準に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

② 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

ア. 棚卸資産

(ア)貯蔵品

貯蔵品は、営業供用前のパチンコ機及びパチスロ機並びにホール営業で使用される消耗品から構成され、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定されております。

営業供用前のパチンコ機及びパチスロ機の原価の算定は、個別法による原価法（帳簿価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算出）を採用しております。

ホール営業で使用される消耗品の原価の算定は、先入先出法を使用しております。

(イ)開発事業等支出金

開発事業等に係る支出金は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定されております。

開発事業等支出金の取得原価には、具体的に特定された原価（開発原価の総計のほか、材料及び消耗品、賃金、その他の直接費及び間接費配賦額、資本化された借入費用を含む）が含まれております。正味実現可能価額は、報告対象期間の後に受領予定の販売額から販売費を控除した金額、又は市況に基づいた見積りとして決定しております。完成後は、当該資産は帳簿価額で販売用不動産に再分類されます。

イ. 景品

景品は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定されております。正味実現可能価額とは、通常の事業過程における見積売価から見積販売費用を控除した金額であります。原価の算定にあたっては、総平均法を使用しております。

ウ. 金融商品

2016年3月期より、IFRS第9号「金融商品」を早期適用しております。

(ア)金融資産

a. デリバティブ金融商品とヘッジ会計

当社グループは、主として金利変動リスクや為替換算リスクの軽減を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

デリバティブの当初認識はデリバティブ契約を締結した日の公正価値で行い、その後各報告期間末に公正価値で再測定しております。

デリバティブの事後の公正価値の変動についての会計処理は、適格なヘッジ手段に指定される場合はヘッジ目的とヘッジ指定により決定され、適格なヘッジ手段に指定されない

場合は純損益に認識しております。

b. デリバティブ以外の金融資産

当初認識及び測定

当社グループは、売上債権及びその他債権を発生日に認識しております。それ以外の金融資産は、当該金融商品の契約条項の当事者となった取引日に認識しております。

当社グループは、当初認識時に金融資産を事後に償却原価で測定するもの、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの、又は純損益を通じて公正価値で測定するものいずれかに分類しております。

金融資産の分類と測定は、契約上のキャッシュ・フローの特性及び当該金融資産を保有する事業モデルの目的に基づき決定しております。

当社グループは、事後の変動を純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値及び取得に直接起因する取引コストを当初認識額に含めております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、取得に直接起因する取引コストを発生時に純損益で認識しております。

事後の測定

金融資産は、金融商品の分類により、以下のとおり事後の測定を行っております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

当社グループは、次の条件がともに満たされる場合には金融資産を償却原価で測定しております。

- 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

各報告期間末日において、金利収益は実効金利法を用いて、総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定されます。

償却原価で測定される金融資産の認識の中止を行った場合、帳簿価額と受け取った対価又は認識した債権との差額は純損益で認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、次の条件がともに満たされる場合には、金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定しております。

- 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動は、認識の中止が行われるまでその他の包括利益に認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識の中止を行った場合、当該その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産について、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を資本から純損益に組替調整額として振り替えております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの金利収益は、純損益に認識しております。

上記の条件がともに満たされた場合のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に加えて、当社グループは、当初認識時に取消不能の選択を行った場合、売買目的保有以外の資本性金融商品に対する投資の公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示しております。

当該取消不能の選択による特定の資本性金融商品に対する投資からの配当は、純損

益に認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記(a)と(b)に分類された以外の全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類しております。

c. 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（貸付金、社債及び売上債権など）、リース債権、特定のローンコミットメント及び金融保証契約に対して、信用リスクの評価を行っております。

当初認識時以降金融商品に係る信用リスクが著しく増大しているか否かに基づき、信用損失を測定する期間が異なります。金融商品に係るリスクが著しく増大している場合は、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。信用リスクが著しく増大していない場合には、損失評価引当金を当報告日現在の12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

IFRS第9号に従い、報告日現在で認識が要求される損失評価引当金の金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入れ）の金額を減損利得又は減損損失として、純損益に認識しております。

信用リスクの評価及び予想信用損失の見積もりには、偏りのない確率加重金額、過去の事象、現在の状況及び報告日において利用可能で、合理的かつ裏付け可能な将来の経済状況の予測についての情報を反映しております。

d. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ、金融資産の認識の中止を行っております。

e. 金融資産及び負債の表示

金融資産及び負債は、下記の条件がともに満たされた場合には、金融資産と金融負債を相殺し、純額を連結財政状態計算書上で表示しております。

-当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を有する場合

-純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合

(イ) 金融負債

当社グループには、借入金、仕入債務及びその他の債務を含む非デリバティブ金融負債とデリバティブ金融負債があります（デリバティブの詳細については、ウ. (ア) 金融資産 a. デリバティブ金融商品とヘッジ会計参照）。

非デリバティブ金融負債の当初認識においては、公正価値から金融負債の発行に直接起因する取引コストを控除しております。

当初認識以降の公正価値の事後の変動は、実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

金利費用は、実効利回りを使用して認識しております。

非デリバティブ金融負債は、契約上で特定された債務が免責、取消又は失効となった場合に、認識を中止しております。

エ. 投資不動産

投資不動産は、長期的な賃料収益若しくは資本増加又はその両方を得るために保有される土地、建物並びに構造物です。投資不動産の当初取得原価には、投資不動産の取得に直接付随する全ての直接原価が含まれます。

当初認識後、投資不動産は、外部の独立した不動産鑑定業者の鑑定に基づく公正価値で計上

しております。

投資不動産の公正価値の変動による利得又は損失は、発生した期間の損益として認識しております。

投資不動産から自己使用不動産に保有目的を変更した場合、投資不動産は有形固定資産として再分類され、再分類日の公正価値が会計上の取得原価となります。

自己使用不動産から投資不動産に保有目的を変更した場合、自己使用不動産は投資不動産として再分類され、再分類日の公正価値が会計上の取得原価となります。再分類から生じる利得は、過去に減損損失を認識した特定の固定資産の戻入分は純損益において識別され、その超過した利得はその他の包括利益において再評価剰余金として計上されます。

投資不動産の処分にかかる利得又は損失は当該不動産の純売却収入と帳簿価額の差額であり、損益として認識しております。

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、資産の解体・撤去及び設置していた場所の原状回復費用に関する初期見積り費用等が含まれます。

当初取得以降に発生した費用については、その費用が将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、金額を信頼性を持って測定することができる場合にのみ、当該資産の帳簿価額に算入するか個別の資産として認識しております。取替が実施された資産の帳簿価額は、認識の中止を行っております。他の全ての修繕並びに維持にかかる費用は、発生時に損益認識されます。

有形固定資産の減価償却費は、取得原価から定額法及び定率法に基づき、見積耐用年数経過後の残存価額を控除した金額を償却するのに適切な償却率で計算されております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

土地	非償却
建物（建物附属設備を含む）	2—50年
工具器具備品	2—20年
車両	2—6年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎期末に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

建設仮勘定は建設中の建物及び構造物を表し、取得原価から減損損失を控除した金額で計上されております。減価償却は当該資産が使用可能となった時に開始いたします。

有形固定資産の処分にかかる利得又は損失は、当該資産の処分金額と帳簿価額との差額により算出され、損益として計上されます。

イ. 無形資産

(ア)のれん

のれんは子会社の買収により発生し、移転した対価、被取得企業の被支配持分の金額及び取得前に保有していた被取得企業の資本持分の、取得日公正価値の識別可能純資産の公正価値に対する超過額を表します。

減損テストの目的のために、企業結合により生じたのれんは、企業結合によるシナジー効果が見込まれる資金生成単位又は資金生成グループに配分されます。当該資金生成単位は、のれんを内部管理目的で監視している最小のレベルとなります。

(イ)商標権及びソフトウェア

商標権及びソフトウェアは、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されております。償却は以下の見積耐用年数にわたり定額法で計算しております。

商標権	10年
-----	-----

償却方法、耐用年数及び残存価額は毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産は償却の対象ではなく、減損テストを年1回、又は事象もしくは状況の変化によって減損の兆候がある場合にはそれ以上の頻度で行います。減損の有無の検討のため、資産はその他の資産又は資産グループ（資金生成単位）のキャッシュ・インフローからおおむね独立した、別個に識別可能なキャッシュ・インフローの最小単位でグループ化を行います。

④ 非金融資産の減損

ア. 有形固定資産及び無形資産（のれんを除く）の減損

当社グループは、各連結会計年度末に有形固定資産及び無形資産（のれんを除く）の帳簿価額について、減損の兆候の有無を判定しております。個別資産の回収可能価額を見積ることができない場合には、当該資産が属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。減損の兆候が存在すると判断された場合、減損損失の金額を決定するために回収可能価額を見積もります。回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額で算定しております。使用価値の算定は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率により、現在価値まで割引測定しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産又は資金生成単位の帳簿価額は回収可能価額まで減額され、損益として認識されます。

減損損失の認識後に戻入れる場合、当該資産又は資金生成単位の帳簿価額は、修正された見積回収可能価額まで増額されます。ただし、当該減損の戻入れは過年度に当該資産又は資金生成単位が減損を認識されていなかった場合の帳簿価額を超えない範囲で行われ、戻入額は損益として認識されます。

イ. のれんの減損

のれんの減損テストを毎年行っておりますが、減損の可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、より高い頻度で行っております。のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは企業結合のシナジーから便益を得ることが期待される資金生成単位に配分され、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、のれんを配分した資金生成単位について、処分費用控除後の公正価値か使用価値のいずれか高い方の金額となります。回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上することとなります。回収可能価額は、主に割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定しており、算定に際しては、割引率、成長率、顧客からの通期の貸玉収入及び営業費用に関連した指標等について一定の仮定を設定しております。

のれんの減損損失は、損益として認識され、その後の期間に戻入れは行われておりません。

⑤ 引当金の計上基準

引当金は、当社グループの過去の事象の結果によって生じた法的又は推定的債務を現在有しており、当該債務を決済するのに経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、信頼性のある見積りを行える場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要である場合には、引当金の見積将来キャッシュ・フローを現在価値で測定しております。

現在価値の算定には、貨幣の時間的価値及び当該負債の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

⑥ 従業員給付

ア. 短期従業員給付

短期従業員給付については、関連するサービスが提供された時点で、割引計算を行わない

金額で費用として計上しております。

有給休暇費用については、それらを支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

イ. 退職給付

当社グループは、退職後給付制度として確定拠出年金制度及び確定給付制度の両方を運営しております。

(ア) 確定拠出制度

確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、基本給に一定の割合を乗じて算出された当該制度への拠出額を、拠出時に費用として認識しております。

(イ) 確定給付制度

連結財政状態計算書に計上されている退職給付に係る負債は、報告期間の末日現在の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除したものであります。

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を使用して、独立専門鑑定人によって行われた評価に基づき算定しております。

確定給付制度債務の現在価値は、将来の予想支払額の割引現在価値であります。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点における優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

利息費用の純額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した残高純額に割引率を乗じることによって算定しております。この費用は、従業員給付費用に含めております。

実績修正及び数理計算上の仮定の変更から生じた再測定は、発生した期間にその他の包括利益に直接認識しております。この再測定は連結持分変動計算書及び連結財政状態計算書上で利益剰余金に含まれております。

⑦ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

ア. 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の計算書類は、その企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨（以下、「機能通貨」）で作成されております。連結計算書類は、当社の機能通貨及び表示通貨である日本円で表示されております。

イ. 取引及び残高

外貨建取引は、取引日の為替レートにより機能通貨に換算されます。外貨建貨幣性資産及び負債は、各報告期間の期末日の為替レートで換算されます。この換算によって生じた利益及び損失は、損益として認識されます。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値が決定した日の為替レートで換算されます。

非貨幣性項目の利益又は損失がその他の包括利益として認識される際、当該損益の為替部分はその他の包括利益として認識されます。非貨幣性項目の利益又は損失が損益として認識される際、当該損益の為替部分は損益として認識されます。

ウ. 在外営業活動体

当社グループの表示通貨と異なる通貨を機能通貨とする全てのグループ企業の経営成績及び財政状態は、以下のとおり表示通貨に換算されます。

- 各財政状態計算書の資産及び負債は、期末日の為替レートで換算されます。
- 各損益計算書の収益及び費用は、期中平均為替レートで換算されます。ただし、当該期中平均為替レートが取引日における為替レートの累積的影響の合理的な概算値とはいえない場合には、取引日の為替レートで換算されます。
- 換算結果として生じる為替差額は、資本の構成項目において為替換算調整勘定にて認識されます。

連結計算書類において、在外営業活動体に対する純投資の換算から生じる為替差額は、資本の構成項目の為替換算調整勘定に含まれます。在外営業活動体を売却した場合には、かかる換算差額は売却損益の一部として連結損益計算書で認識されます。

⑧ 自己株式

自己株式を取得した場合は、税効果考慮後の直接取引費用を含む支払対価を資本の控除項目として認識しております。自己株式を消却した場合、自己株式の帳簿価額を資本剰余金から控除しております。

自己株式の取得、消却及び売却から損益は認識されません。
帳簿価額と対価の差額は、資本剰余金として認識いたします。

⑨ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 新しいIFRS基準書及び解釈指針の適用

2017年4月1日に開始する会計期間において、下記のIFRS基準書及び解釈指針を適用しておりますが、経営成績及び財政状態に与える影響はありません。

- IFRS基準書（修正）年次改善2014 - 2016 サイクル
- IAS 7（修正）開示イニシアティブ
- IAS 12（修正）未実現損失に関する繰延税金資産の認識

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 161,822百万円
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 担保に供されている資産及び担保に係る債務

① 担保に供されている資産

建 物	494百万円
土 地	2,410百万円
合 計	2,904百万円

② 担保に係る債務

長期借入金 2,957百万円
(1年以内返済予定額を含む)

(3) 資産から直接控除された貸倒引当金 79百万円

3. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式数

普通株式 765,985,896株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年5月25日 取締役会	普通株式	4,596	6.00	2017年6月2日	2017年6月23日
2017年11月21日 取締役会	普通株式	4,596	6.00	2017年12月11日	2018年1月12日

(3) 配当の基準日及び効力発生日が翌期となる剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月23日 取締役会	普通株式	4,596	利益剰余金	6.00	2018年6月4日	2018年6月22日

配当金の総額は、連結計算書類の取締役会決議日である2018年5月23日現在の発行済株式数765,985,896株に基づいて、計算しております。

配当基準日である2018年6月4日において自己株式を保有している場合には、当該自己株式の総数に1株当たりの配当金額を乗じた額を控除した残額を配当金の総額といたします。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの事業は、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等の様々な財務リスクに直面しております。当社グループは、予測不可能な金融市場の分析とグループの連結計算書類への不利な潜在的影響を最小限に留めることを目的とした、総合的なリスク管理プログラムを実施しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

ア. 市場リスク

(ア) 為替リスク

グループ各社のほとんどの事業取引、資産、及び負債は円建てで計上されておりますが、一部の事業取引が香港ドル及び米ドル建てで行われているため、当該取引から生じる資産及び負債を含め、当社グループの為替リスクが存在します。外貨建取引、資産及び負債に関して当社グループでは現在、為替変動に対するヘッジは実施しておりません。当社グループでは為替の危険性を十分にモニタリングし、必要性が生じれば為替変動に対するヘッジを実施いたします。

(イ) 価格リスク

当社グループは、主に上場株式からなる資本性金融商品から生じる株価変動リスクに晒されております。当社グループは、定期的に投資先の財務状況と株式の公正価格を見直しております。

(ウ)金利変動リスク

当社グループの金利変動リスクは、銀行預金及び借入金に起因し、預金及び借入金には、市場の状況によって変動する金利が発生いたします。

イ. 信用リスク

信用リスクは、顧客が合意したとおりに債務を履行できない可能性から生じます。

現金預金、売上債権、リース債権及びその他の債権、デリバティブは、当社グループの金融資産として、帳簿価額を最大のリスクエクスポージャーとする信用リスクに晒されております。

当社グループでは、与信先が適切な信用履歴を有しているか確認する方針を取っております。顧客に対する債権は、取締役によって注意深く監視されております。

信用リスクを最小限に抑えるために、経営者はチームを組織し、与信枠、与信承認、その他のモニタリング業務を行っております。また、経営者は各売上債権及びリース債権の回収可能性を定期的に審査し、適正な減損損失を貸倒引当金として処理することを確認することにより、当社グループの信用リスクを大幅に低減していると考えております。

現金及び預金残高とデリバティブの信用リスクは、顧客が国際的格付機関から高い信用格付けを与えられている銀行であることから、限定的と判断しております。売上債権及びリース債権に関する顧客の信用度は、財政状態、信用履歴およびその他の要因を考慮して評価されます。経営者は、定期的な返済履歴がある顧客の債務不履行リスクは低いと考えております。

当社グループは、資産の当初認識時に債務不履行の発生可能性を検討しております。また、信用リスクが著しく増大しているかどうかについては、各報告期間を通して継続的に検討しております。信用リスクが著しく増大しているどうかを評価するため、当社グループでは報告日現在の債務不履行発生リスクと当初認識時におけるそのリスクとの比較を行っております。比較においては、利用可能で、合理的かつ裏付け可能な将来予測的な情報を考慮しております。特に以下の項目を指標としております。

- 外部信用格付け（利用可能である限り）
- 事業状況、財務状況又は経済状況の既存の又は予想される不利な変化のうち、借手が債務を履行する能力に著しい変化を生じさせると予想されるもの
- 借手の営業成績の実際又は予想される著しい変化
- 借手の予想される業績及び行動の著しい変化。これには、グループ内の借手の支払状況の変化及び借手の営業成績の変化が含まれる

以上の分析に関わらず、契約上の支払いが30日超の期日経過となっている場合は、債務者の信用リスクに著しい増大があるとみなしております。顧客が合理的な期間内に契約上の支払いを行えず、期日経過となる場合を金融資産における債務不履行として定義しております。

債務者が当社グループと合意した返済計画を遂行できないなど、回収が合理的に見込めない場合においては、金融資産を直接償却しております。当社グループでは、直接償却を行った売上債権又はリース債権に対しても期日経過債権を回収できるよう、履行強制活動を継続しております。回収された場合は、純損益に認識しております。

売上債権の通常の回収期間は、30日以内であります。

当連結会計年度末現在の売上債権の総額は469百万円であります。

当連結会計年度末現在において延滞している売上債権及び貸倒引当金の重要な残高は認識しておりません。

ウ. 流動性リスク

当社グループでは、必要な流動性、融資条項の遵守、銀行との関係性を定期的にモニタリングし、短期及び長期に必要な流動性を満たすために、十分な預金と換金可能な証券、及び主要な金融機関との適正なコミットメントラインを確保しております。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

- ① 当社グループにおける金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

2018年3月31日現在		
百万円		
	帳簿価額	公正価値
金融資産		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	5,894	5,894
償却原価で測定される金融資産		
債権（現金及び現金同等物を含む）	42,007	42,007
貸借保証金	6,387	6,864
リース債権	892	892
合計	55,180	55,657
金融負債		
償却原価で測定される金融負債		
仕入債務及びその他の金融負債	9,362	9,362
借入金	8,572	8,572
リース債務	582	582
合計	18,516	18,516

- ② 連結損益計算書において金融資産に対して認識した収益、費用、利得又は損失は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2018年3月31日) 百万円
金融資産	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する持分投資からの配当	
報告期間の末日現在で保有している投資に関するもの	112
合計	112

③ 公正価値の測定

ア. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

上場株式の公正価値は、期末日の市場の終値により算定しております。活発な市場が無い場合や非上場株式の場合は、合理的な評価技法を用いて公正価値を算出しております。

イ. 債権（現金及び現金同等物を含む）

これらの金融資産（売上債権、その他債権、現金及び現金同等物を含む）は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

ウ. 賃借保証金

賃借保証金は、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

エ. リース債権

リース債権は、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

オ. 金融負債

借入金及びリース債務の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務毎に、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。それ以外の金融負債は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

④ 公正価値の評価

公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格であります。

公正価値の算定に用いたインプットの信頼性についての目安とするため、当グループは金融商品を会計基準で規定された3つのレベルに区分いたしました。

各レベルについての説明は以下のとおりであります。

レベル1のインプット: 当社グループが測定日にアクセスできる、同一の資産又は負債の活発な市場での未調整の公表価格

レベル2のインプット: 上記の見積額以外で、直接的又は間接的に資産又は負債から観察可能なデータ

レベル3のインプット: 資産又は負債の市場において観察不能なデータ

活発な市場のある金融商品の公正価値は貸借対照日時点の市場価格に基づいて算出しております。活発な市場とは、取引所市場、ディーラー市場、ブローカー市場、産業グループ、プライシングサービス及び規制機関等により、市場価格が容易に且つ定期的に入手できる場合であり、この市場価格が実際に、また定期的に発生する公正な市場取引を反映した市場をいいます。当社グループが保有する金融資産のうち、活発な市場における直近のビット価格（買呼値）を用い評価している金融資産をレベル1として分類しております。

レベル1分類している金融資産は、上場株式により構成されております。

活発な市場のない金融商品の公正価値は、評価技法を用いて算出しております。これらの評価技法は、観察可能な市場データで入手可能なものを最大限に利用し、固有の見積りの利用は最小限にしております。金融商品の公正価値の算定に必要な全ての重要なインプットに観察可能な市場データがある場合、金融商品はレベル2に分類されます。

重要なインプットが観察可能な市場データにより入手できない金融商品はレベル3に分類しております。レベル3に分類された金融商品は、主として活発な市場のない有価証券であります。

⑤ 認識している公正価値測定値

経常的な公正価値測定が行われている資産及び負債

2018年3月31日現在の公正価値分類の開示

分類	公正価値の評価分類			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
	百万円	百万円	百万円	百万円
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				

香港上場有価証券	4,441	—	—	4,441
日本上場有価証券	586	—	—	586
その他	—	—	867	867
合計	5,027	—	867	5,894

当社グループは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を、報告期間の末日において認識しております。

当連結会計年度において、経常的な公正価値測定のレベル1、レベル2及びレベル3の間の振替はありません。

⑥ 公正価値の算定に用いた評価技法

金融商品の評価に用いる具体的な評価技法には以下のものが含まれます。

- 純資産価値法に基づく評価
- 類似した金融商品の市場相場価格又はディーラー相場価格
- 割引キャッシュ・フロー分析

これらにより実施された公正価値の見積もりは、すべてレベル3に含まれております。

⑦ 重要な観察不能インプットを使用した公正価値測定（レベル3）

2018年3月期におけるレベル3の項目の変動は以下のとおりです。

	百万円
期首残高	1,055
その他の包括利益に認識した損失	(123)
取得	4
売却/償還	(69)
期末残高	867

⑧ 評価のためのインプット及び公正価値の関係

レベル3の公正価値の測定で使用している重要な観察可能でないインプットに関する情報は以下のとおりであります。

種類	評価技法	観察可能でない インプット	2018年3月31日
			百万円
非上場の資本性証券等	純資産価値法	—	867

⑨ 評価プロセス

当社グループの財務責任者は、財務報告のために必要な資産及び負債の公正価値の評価について責任を負っております。財務責任者は、取締役会に公正価値に関する報告を行っております。評価方法に関するディスカッションは、取締役と財務責任者との間で少なくとも年2回は行われます。

当社グループは、レベル3に区分される金融商品の公正価値の測定において、その公正価値を算定するために社外の資格を有する独立した専門家を利用しております。

⑩ 連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていないが公正価値は開示されている資産・負債

下記の金融資産及び金融負債は、連結財政状態計算書上は公正価値で測定されておま

ん。公正価値は下表のとおりであります。連結財政状態計算書上の帳簿価額が、公正価値に近似している金融資産及び金融負債は、下表に含めておりません。

当連結会計年度(2018年3月31日)

分類	公正価値の評価分類			合計 百万円
	レベル1	レベル2	レベル3	
	百万円	百万円	百万円	
金融資産				
貸借保証金	—	6,864	—	6,864
合計	—	6,864	—	6,864

⑩ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

ア. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する持分投資は以下の個別銘柄への投資で構成されております。

	2018年3月31日
	百万円
非流動資産	
Macau Legend Development Limited	2,632
IGG Inc	1,809
その他	1,453
合計	5,894

当社グループは、投資先企業との取引関係の維持・強化による中長期的な収益の拡大などを目的として保有している資本性金融商品への投資の公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示することを選択しております。

イ. 持分投資の除却

当連結会計年度において、当社グループは、重要な持分投資の処分を行っておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	179円	55銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	14円	19銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2018年5月23日

株式会社ダイナムジャパンホールディングス
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 千代田 義 央 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイナムジャパンホールディングスの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財務状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ダイナムジャパンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	36,484	流動負債	11,074
現金及び預金	14,505	未払金	89
前払費用	2	未払法人税等	26
未収収益	3	未払消費税等	3
短期貸付金	20,000	未払費用	69
未収還付法人税等	1,906	預り金	10,854
その他	66	役員賞与引当金	30
固定資産	68,827	固定負債	25
有形固定資産	454	長期未払金	20
建物	136	繰延税金負債	5
工具器具備品	3		
土地	314	負債合計	11,100
無形固定資産	6	(純資産の部)	
商標権	6	株主資本	94,211
投資その他の資産	68,366	資本金	15,000
関係会社株式	66,064	資本剰余金	58,091
長期貸付金	2,031	資本準備金	12,909
その他	271	その他資本剰余金	45,182
		利益剰余金	21,120
		その他利益剰余金	21,120
		繰越利益剰余金	21,120
		純資産合計	94,211
資産合計	105,311	負債・純資産合計	105,311

損 益 計 算 書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		10,038
売上総利益		10,038
販売費及び一般管理費		1,418
営業利益		8,620
営業外収益		
受取利息	174	
その他	42	217
営業外費用		
為替差損	265	265
経常利益		8,572
税引前当期純利益		8,572
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等調整額	△4	△0
当期純利益		8,573

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利 剰 余 合 計
2017年4月1日残高	15,000	12,909	45,182	58,091	21,738	21,738
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	(9,191)	(9,191)
当期純利益	—	—	—	—	8,573	8,573
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	(618)	(618)
2018年3月31日残高	15,000	12,909	45,182	58,091	21,120	21,120

	株 主 資 本	純 資 産 合 計
	株 主 資 本 合 計	
2017年4月1日残高	94,829	94,829
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	(9,191)	(9,191)
当期純利益	8,573	8,573
事業年度中の変動額合計	(618)	(618)
2018年3月31日残高	94,211	94,211

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

- ① 市場価格のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全額純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ② 市場価格のないもの・・・移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

無形固定資産…定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）

当社グループの資金効率化を目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の利用により、グループ間の融資に関連して、「短期貸付金」20,000百万円、「預り金」10,847百万円を貸借対照表に計上しております。

消費税等

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産	75百万円
--------	-------

(2) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社ダイナム	5,300百万円
----------	----------

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	20,070百万円
長期金銭債権	2,031百万円
短期金銭債務	10,877百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引

売上高	10,038百万円
販売費及び一般管理費	113百万円
営業取引以外の取引高	188百万円

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産（流動）

繰延税金資産

未払賞与	16百万円
------	-------

その他	7百万円
-----	------

計	24百万円
---	-------

評価性引当額	(24)百万円
--------	---------

合計	—百万円
----	------

(2) 繰延税金資産（固定）

繰延税金資産

関係会社株式	2,465百万円
--------	----------

長期貸付金	41百万円
-------	-------

繰越欠損金	543百万円
-------	--------

その他	5百万円
-----	------

計	3,056百万円
---	----------

評価性引当額	(3,056)百万円
--------	------------

合計	—百万円
----	------

(3) 繰延税金負債（固定）

繰延税金負債

為替換算差益の益金不算入	5百万円
--------------	------

合計	5百万円
----	------

5. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取 引 額	科 目	期 末 高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社 ダイナム	直接 100%	あり	経営管理	資金の受託(注2)	—	預り金	8,463
					利息の支払(注2)	0	—	—
					経営指導料(注3)	618	—	—
					配当の受取	9,115	—	—
					債務保証(注4)	△20,700	債務保証	5,300
	株式会社 ダイナム ビジネス サポート	直接 100%	—	経営管理	資金の返済(注1)	800	短期貸付金	13,700
					利息の受取(注1)	104	未収収益	2
					資金の受託(注2)	—	預り金	410
					利息の支払(注2)	0	—	—
					経営指導料(注3)	12	—	—
					配当の受取	108	—	—
	株式会社 キャビン プラザ	直接 100%	—	経営管理	資金の受託(注2)	—	預り金	1,627
					利息の支払(注2)	0	—	—
					経営指導料(注3)	12	—	—
					配当の受取	10	—	—
	株式会社 日本ヒュー マップ	直接 100%	—	経営管理	資金の返済(注1)	300	短期貸付金	700
					利息の受取(注1)	6	未収収益	0
					資金の受託(注2)	—	預り金	107
					利息の支払(注2)	0	—	—
					経営指導料(注3)	14	—	—
					配当の受取	99	—	—
	Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港 有限公司)	直接 100%	あり	経営管理	資金の返済(注1)	6,464	長期貸付金	2,031
					利息の受取(注1)	19	未収収益	0
	夢コーポ レーション 株式会社	直接 100%	—	経営管理	資金の貸付(注1)	—	短期貸付金	5,500
利息の受取(注1)					40	未収収益	0	
資金の受託(注2)					—	預り金	0	
利息の支払(注2)					0	—	—	
経営指導料(注3)					48	—	—	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して取締役会にて合理的に決定しております。
2. 資金の受託については、当社が運営するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）における短期的且つ反復的な取引のため、取引金額は記載を省略しております。受託利率は市場金利を勘案して取締役会にて合理的に決定しております。
3. 経営指導料については、子会社の基本的な経営数値や負担能力を勘案し、客観的基準により取締役会にて決定しております。
4. 株式会社ダイナムの銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。当期に借入の期日前返済を実行し借入残高が減少したため、債務保証額が減少しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	122円99銭
1株当たり当期純利益	11円19銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2018年5月23日

株式会社ダイナムジャパンホールディングス
取締役会 御中

P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 千代田 義 央 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイナムジャパンホールディングスの2017年4月1日から2018年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第7期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、会社の業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月23日

株式会社ダイナムジャパンホールディングス 監査委員会

監査委員 高野 一郎 ㊞

監査委員 トーマス・イップ ㊞

監査委員 神田 聖人 ㊞

(注) 監査委員は全員、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（特別決議）

当社定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 当社及び子会社の今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条（目的）第1項に事業目的を追加するものであります。
- (2) 香港証券取引所上場規則で定める会社通信文書の株主宛て送付について、当社及び香港証券取引所のウェブサイトへの掲示によって行うことができるようにするものであります。
- (3) その他、適用法令規則下で不要な規定を削除するための軽微な修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1) ~ (52) (記載省略)	(1) ~ (52) (現行どおり)
(新設)	<u>(53) 航空機および船舶ならびにこれらに関する各種部品および用品のリース、賃貸借、売買、割賦販売および保守管理</u>
(新設)	<u>(54) 学校その他教育事業</u>
2. 当社は、前項に附帯する業務を営むことができる。	2. (現行どおり)
<中略>	<中略>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会の招集)	(株主総会の招集)
第19条 (記載省略)	第19条 (現行どおり)
2. 当社は、 <u>定時株主総会の開催予定日を、当該日の10週間前までに、当社のウェブサイトおよび証券取引所のウェブサイト</u> に開示するものとする。	(削除)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(株主への通知)</p> <p>第21条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>5. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第54条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 第1項において、基準日を定めたときは、当該基準日の10営業日まで、かつ、前条に定める剰余金の配当に係る議案を上程する取締役会の開催日の中7営業日前までに、当該基準日および当該取締役会の開催日について、証券取引所および当社のウェブサイトの開示するものとする。</p> <p>4. 前項において、営業日とは、香港における営業日をいう。</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(株主への通知)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. <u>当社が会社通信文書(上場規則に定義する)を株主へ送付する義務は、当社が上場規則にしたがって当社のウェブサイトへの掲示その他許容された方法(電子的通信手段を含む)でその公表を行い、かつ、株主がかかる通知または書類の公表または受領をもって当社が株主へかかる通知または書類の写しを送付する義務を果たしたと取り扱うことに当該株主が同意または同意したとみなされる場合に充足されたものとする。ただし、当該株主は上場規則にしたがっていつでも選択した通信手段を変更する権利を持つ。</u></p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第54条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

第2号議案 株式の割当、発行及び取引の包括授権の件（普通決議）

日本及び香港の適用法令並びに香港証券取引所上場規則を遵守することを条件として、株主割当における新株予約権の割当・発行の場合を除き、株式又は株式に転換可能な証券の随時の発行・割当及び取引、並びに本授権期間中又はその終了後の株式の割当・発行に繋る申出・合意及びオプション付与のための会社の全ての権限行使を、以下に定義される関連期間内において、取締役会に対して包括的かつ無条件に授権することをお願いするものであります。ただし、当該授権によって発行される株式の総数は、条件付か無条件かを問わず、本決議日現在での発行済株式総数の20%を超えないものといたします。

また、当該授権は、関連期間において効力を有するものであり、関連期間とは、本決議日から以下の中で最も早い時までの期間をいいます。

1. 本議案可決後の次回当社定時株主総会の閉会時
2. 本議案可決から12か月経過後
3. 本議案で定めた権限が株主総会の特別決議で取消され、又は変更された場合、かかる取消し、変更があった日

第3号議案 自己株式取得の包括授権の件（普通決議）

日本及び香港の適用法令並びに香港証券取引所上場規則を遵守することを条件として、香港証券取引所が開設する市場において自己株式を取得するための会社の全ての権限行使を、取締役会に対して、以下に定義される関連期間内において包括的かつ無条件に授権することを、お願いするものであります。ただし、当該授権によって取得することが可能な自己株式の総数は、本決議日現在での発行済株式総数の10%を超えないものといたします。

また、当該授権は、関連期間において効力を有するものであり、関連期間とは、本決議日から以下の中で最も早い時までの期間をいいます。

1. 本議案可決後の次回当社定時株主総会の閉会時。ただし、当該株主総会において、授権が無条件又は条件付で更新される旨の普通決議が可決された場合を除く。
2. 本議案で定めた権限が株主総会の普通決議で取消され、又は変更された場合、かかる取消し、変更があった時

注記：（1）本議案に関し、「書類A」を付した説明書類には、香港証券取引所上場規則における自己株式の取得に関する重要規定の概要を記載しておりますので、御確認下さい。

（2）「書類A」を付した説明書類の原本は英語で作成されています。同封の当該説明書類の日本語訳は参考訳に過ぎず、英語版と日本語訳の間に齟齬がある場合には、英語版が優先します。

説明書

本書は、株式会社ダイナムジャパンホールディングス（以下「当社」といいます。）の株主（以下「当社株主」といいます。）全てに提供される説明書です。本書は、2018年6月21日開催予定の当社第7期定時株主総会（以下「定時総会」といいます。）で当社株主が可決する予定の当社株式（以下「株式」といいます。）買戻しの包括的授権（以下「買戻し授権」といいます。）を当社の取締役会（以下「取締役会」といいます。）に対して付与する普通決議案に関する説明書です。

本書は、当社による自己株式取得に関して香港証券取引所（以下「香港証取」といいます。）での証券上場適用規則（以下「上場規則」といいます。）の規則10.06(1)(b)にしたがって当社株主全員に提供することが求められている情報を含んでいます。

- (1) 当社による自己株式取得は、包括的授権又は取締役会に対する個別的な承認のいずれかの方法で、当社の株主総会の普通決議で事前に承認されなければなりません。
- (2) 本書作成日において、765,985,896株の当社の普通株式が発行済みかつ払込済みです。本書作成日から定時総会開催日までに発行済みかつ払込済みの当社株式数に変更がないこと、上述の普通決議案が可決されることを前提として、買戻し授権が完全に行使されると、(i)当社の次の定時株主総会の終結、又は(ii)当社の株主総会での普通決議による買戻し授権の取消し、変更もしくは更新のいずれかの到来時までの期間内に、76,598,589株までの普通株式を当社が買戻す結果となります。

上場規則上、自己株式取得が提案されている株式は完全に払込まれていなければなりません。当社が買戻し授権を受ける株式総数は、定時総会開催日の発行済株式総数の10%を超過してはなりません。当社は、株式の買戻し直後の30日の期間は、香港証取におけるかどうかを問わず、(当該買戻し以前に発行済みだった、当社による株式の発行を義務付けるワラント債、新株予約権又は類似の証書の行使にしたがった株式の発行を除き)香港証取の事前の承認なくして、新株式の発行もその公表もすることができません。さらに、当社は、香港証取で株式が取引されている過去5取引日の終値の平均より5%以上高い価格で自己株式取得をしてはなりません。また、上場規則の規則8.08(1)(b)に基づき香港証取が裁量を行わせる場合があるものの、自己株式取得により市場で流通する当社の上場株式の数が、所定割合（上場時に香港証取が決定）—現在20.9%—を下回る場合には、当社が市場で自己株式取得をすることは禁止されています。

上場規則はさらに、当社が現金以外の対価で、又は香港証取の取引ルールに従わない決済によって、香港市場で自己株式取得をすることを禁止しています。

当社は、自己株式取得の執行のために選任したブローカーが当社に代わって執行した自己株式取得に関する情報で香港証取が要求する情報を香港証取に開示しなければなりません。

- (3) 取締役会は、自己株式取得を可能にする包括権限を得ることが当社及び当社株主の最大の利益に適うと考えております。自己株式取得が行われるのは、それが当社及び当社株主の利益になると取締役会が考えたときだけです。かかる自己株式取得は、市場の状況及び資金調達の取決め次第では、1株あたりの当社の純資産、資産又は利益を増加させることがあります。取締役会は、本書作成日時時点で、当社株式が当社の潜在的価値を大きく下回るレベルで取引されていると考えております。取締役会は当社の資金を積極的に活用することに力を注いでおり、自己株式取得計画により当社株主に利益がもたらされると考えております。取締役会は、当社の財務状況が強固であることから、自己株式取得計画を自己資金で実施しつつ、なおかつ当社経営の継続的な成長のための十分な財源を保つことができると考えております。

- (4) 自己株式取得の際に、当社は当社の定款（以下「定款」といいます。）及び日本の適用法令に従って法的に利用可能な資金のみを用いることができます。自己株式取得は、法的に許容される当社の資金を使って行われます。
- (5) 取締役会は、適切と考える当社の運転資本又は他人資本使用比率に重大な悪影響を及ぼすことになる場合には、買戻し授權の行使を提案しません。しかし、買戻し授權が完全に行使された場合には、(2018年5月30日に開示された当社の年次報告書に含まれる監査済み連結財務諸表と比較して) 当社の運転資本又は他人資本使用比率に重大な悪影響が生じる余地があります。
- (6) 取締役又は合理的な調査をして知り得る限りそれぞれの密接関連者(close associates) (上場規則で定義する。以下同じ) は、買戻し授權が当社株主により承認されても、当社又はその子会社に当社株式を売却する意図を現在有しておりません。
- (7) 取締役会は、上場規則、日本の適用法令及び定款に従って買戻し授權を行使することを香港証取に対して保証しました。
- (8) 買戻し授權にしたがった自己株式取得の結果当社株主の議決権保有比率が増えると、それは香港の企業買収コード（以下「買収コード」といいます。）の解釈上、買収と取り扱われます。したがって、当社株主又は共同して行為する当社株主のグループ（買収コードで定める意味）は、自己株式取得による当社株主の持分の増加のレベルに応じて、当社の支配の取得又は統合が可能となり、買収コードの規則26にしたがって強制公開買付の義務を負う可能性があります。

本書作成日現在、当社が認識する限り、取締役会が買戻し授權を全て行使して証券先物条例第336条にしたがって当社が保持しなければならない名簿に記録されている者/法人の合計持分が増加しても、買収コードの規則26の強制公開買付を行う義務を生じさせず、かつ、浮動株比率を20.9%未満に減少させません。

- (9) 当社が、過去6か月に自己株式を取得した実績はありません。
- (10) 上場規則は、香港証取にて当社が悪意で中核関連者(core connected person) (上場規則で定義する。) 一即ち、当社もしくはその子会社の取締役、代表執行役もしくは大株主又はそれぞれの密接関連者一から自己株式取得をすることを禁止しています。また密接関連者は、当社株式を市場で当社とわかって売却してはなりません。

当社の密接関連者の中で、買戻し授權が行使された場合に当社に対して当社株式を売却する意図を現在有していること、あるいは、かかる売却をしない約束をしたことを当社に知らせた者はありません。

- (11) 当社株式が香港証取で取引された過去12か月間における各月での株価の最高値及び最安値は以下のとおりとなっています。

株価（香港ドル）

	最高値	最安値
2017年5月	16.38	13.76
6月	14.90	12.58
7月	14.02	13.08
8月	13.30	12.02
9月	12.96	11.78
10月	12.76	11.86
11月	12.46	11.88
12月	12.40	11.28
2018年1月	11.82	10.70
2月	11.02	10.02
3月	11.18	10.34
4月	11.20	10.06
5月（2018年5月23日#まで）	10.72	10.20

本招集通知の印刷前に直近で株価を確認できた最終日

通則

上場規則は、全ての買戻された株式（香港証取で行われたかどうかを問わない。）の上場が買戻しと同時に自動的に失効し、買戻された株式の株券も買戻しの決済後合理的に可能な限り速やかに失効・破棄しなければならない、と定めています。定款上、当社は、上場規則で義務付けられる場合には、遅滞なく取締役会決議又は取締役会の授権を受けた執行役の決定に基づき、取得した自己株式を失効させなければなりません。よって、上場規則の規則10.06(5)にしたがい、全ての買戻された（香港証取で行われたかどうかを問わない。）株式の上場は不当な遅延なく失効し、当該株券は失効・破棄されます。当社の発行済み株式資本もまたそれに応じて減少しなければなりません。

上場規則では、当社が内部情報を保有する間はそれが公表されるまで、香港証取で自己株式取得を行ってはならないと定めています。とくに、(i) 当社の通期、半期、四半期その他の暫定期間の業績の承認のための取締役会の日（上場規則にしたがい香港証取にまず通知されます。）、又は(ii) 当社の上場規則上の通期もしくは半期の業績又は四半期その他の暫定期間の業績（上場規則で求められるかどうかを問わない。）の公表期限のうち、早期に到来する方の1か月前から業績公表日までの期間、当社は、状況が異例の場合を除き、香港証取で自己株式取得をすることができません。さらに、香港証取は、当社が上場規則に違反した場合には、当社が香港証取で自己株式取得をすることを禁止することができます。

上場規則上、自己株式取得（香港証取で行われるかどうかを問わない。）に係る所定情報を、自己株式取得をした日の翌営業日の前場又はプレオープニング・セッションの開始の何れかのうち早期に到来する方の少なくとも30分前までに、電子情報公表システム（HKEx-EPS）（上場規則で定義する。）を通じ、香港証取での公表のために提出しなければなりません。さらに、自己株式取得をした（香港証取で行われたかどうかを問わない。）各月の株式の数、1株あたりの買戻し価格又は自己株式取得に関して当社が支払った最大及び最小価格、及び自己株式取得の支払総額など、対象年度に行われた自己株式取得に関する詳細を、年次報告書及び財務諸表中に記載しなければなりません。取締役会の報告書において、当該年度に行われた自己株式取得とその理由について言及することも必要です。

第4号議案 取締役9名選任の件（普通決議）

本株主総会終結の時をもって、取締役9名全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであり、このうち、高野一郎、牛島憲明、加藤光利、トーマス・イップ、村山啓及び神田聖人の6氏は、日本の会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	さとう こうへい 佐藤 公平 (1954年11月26日生)	1983年3月 ㈱アドバンテスト 入社 1985年6月 日本コダック㈱ 入社 1995年6月 ㈱ダイナム 入社 1998年6月 同社 取締役 経営企画室管掌 1999年4月 同社 取締役 営業部管掌 2000年6月 同社 代表取締役社長 2013年1月 当社 代表執行役 2013年6月 当社 代表執行役社長 2014年6月 当社 取締役兼代表執行役社長 2015年6月 ㈱ダイナム 取締役会長(現任) 2015年6月 Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司) 取締役兼CEO(現任) 2015年6月 当社 取締役 取締役会議長兼代表執行役社長(現任)	55,139,680株
2	さとう ようじ 佐藤 洋治 (1945年9月24日生)	1970年1月 佐和商事㈱(現 ㈱ダイナム) 入社 1978年9月 同社 代表取締役社長 2000年6月 同社 代表取締役会長 2003年4月 ㈱ダイナム総合投資(現 ㈱日本ヒューマップ) 代表取締役社長 2007年3月 ㈱ダイナムホールディングス 取締役兼代表執行役社長 2009年12月 一般財団法人ワンアジア財団 代表理事(現任) 2011年9月 当社 取締役兼代表執行役社長 2013年1月 Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司) 取締役(現任) 2013年6月 当社 取締役 取締役会議長 2015年6月 当社 取締役相談役(現任)	0株
※ 3	ふじもと たつじ 藤本 達司 (1961年2月14日生)	1986年1月 ㈱ダイエー 入社 2001年12月 ㈱ダイナム 入社 2009年3月 同社 購買部長 2012年3月 同社 物流部長 2015年6月 同社 執行役員物流部長 2016年3月 同社 執行役員購買部長 2016年6月 同社 取締役購買部長 2017年1月 同社 取締役情報管理部長 2017年6月 同社 代表取締役社長(現任) 2017年6月 当社 取締役(現任)	209,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	たかの 高野 一郎 (1956年5月8日生)	1987年4月 弁護士登録 1992年4月 東京永和法律事務所 入所 2005年6月 (株)光通信 監査役 2006年10月 (株)ダイナムホールディングス 監査役 2007年3月 同社 取締役 2008年7月 高野法律事務所 開設 (現任) 2011年9月 当社 取締役 (現任) 2017年6月 (株)光通信 取締役監査等委員 (社外取締役) (現任)	20,000株
5	うしじま 牛島 憲明 (1950年5月12日生)	1973年4月 東京証券取引所 (現 (株)東京証券取引所) 入所 2004年6月 (株)ジャスダック (現 (株)大阪証券取引所) 取締役兼執行役員 2006年7月 (株)ジャスダック・システムソリューション顧問 2008年3月 (株)ダイナムホールディングス 取締役 2011年9月 当社 取締役 (現任)	414,000株
6	かとう 加藤 光利 (1958年3月20日生)	1982年4月 (株)東京銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 1988年4月 金東財務有限公司 外部派遣 1990年3月 インドスエズ銀行 (現 クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク) 入行 1991年4月 同行 東京支店 バイスプレジデント 2005年1月 (株)エコマテリアル 監査役 2006年12月 同社 取締役兼財務執行役員 (CFO) 2012年2月 同社 代表取締役CFO (現任) 2012年2月 当社 取締役 (現任)	0株
7	トーマス・イップ (1961年3月22日生)	1984年5月 Touche Ross & Co. Hong Kong 入社 1986年1月 プライスウォーターハウス シドニー事務所 入所 1988年12月 同社 香港事務所 1994年7月 同社 監査担当シニア・マネジャー 2002年1月 CCIF CPA Limited 入社 2003年10月 同社 プラクティシング・ディレクター 2008年3月 AIP Partners C.P.A. Limited 入社 プラクティシング・ディレクター (現任) 2012年2月 当社 取締役 (現任)	0株
8	むらやま 村山 啓 (1954年7月13日生)	1978年4月 (株)スワニー 入社 1986年3月 (株)ローソンジャパン (現 (株)ローソン) 入社 1996年3月 同社 東京本社 労政担当部長 2007年3月 同社 人事・教育部門本部長 2009年3月 同社 執行役員 2015年3月 同社 人事部門担当常勤顧問 (現任) 2015年6月 当社 取締役 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	神田 聖人 <small>かんだ きよひと</small> (1964年10月7日生)	1991年10月 山一証券(株) 入社 1993年12月 税理士登録 1995年7月 神田聖人税理士事務所 開設 (現任) 1998年5月 会計検査院研修所 講師 (現任) 2011年4月 目白大学経営学部 非常勤講師 2017年6月 当社 取締役 (現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者の選定理由について

当社は指名委員会等設置会社であります。指名委員会等設置会社は、取締役会が経営の監督に特化するとともに、監査役制度に代わり、社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会、報酬委員会の三つの委員会を設置して経営の透明性の向上を図り、業務執行に専従する機関として執行役を置き、「経営の監督機能」と「業務執行機能」とを明確に分離し、両者を有効に機能させる組織機構であります。そのため指名委員会等設置会社では複数の社外取締役を選任する必要がありますが、当社では取締役会機能の一層の強化を目指し、6名の選任をお願いするものです。

また、上記の社外取締役候補者はいずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。

- ① 高野一郎氏は弁護士であり、他の企業の社外監査役を務めております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた法律の専門家としての知識・経験に基づく経営の監督機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって6年9か月であります。
- ② 牛島憲明氏は、ビジネス経験及び経営経験が豊富であり、企業経営に関し幅広い知識と経験を有しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験及び見識に基づく経営の監督機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって6年9か月であります。
- ③ 加藤光利氏は、企業経営経験が豊富であり経営分野で幅広い知識と高い見識を有しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験及び見識に基づく経営の監督機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって6年3か月であります。
- ④ トーマス・イップ氏は香港公認会計士であり、香港でタックスアドバイザーを務めております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた税務・会計に関する専門的な知識・経験に基づく経営の監督機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって6年3か月であります。
- ⑤ 村山啓氏は、主にコンビニエンスストア業界における経験・知識が豊富でありチェーンストア経営において幅広い知識と高い見識を有しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた知識・経験及び見識に基づく経営の監督機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって3年であります。

- ⑥ 神田聖人氏は税理士であり、長年にわたり企業の税務、財務等に関するアドバイス実務等に携わっております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた税務・会計に関する専門的な知識・経験に基づく経営の監督機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって1年であります。

3. 社外取締役との責任限定契約について
該当事項はありません。

附属資料

香港証券取引所上場規則13.74により、取締役選任議案において株主への開示を求められている事項で、第4号議案に記載されていない該当事項は、次のとおりであります。

1. 取締役候補者の任期

次回の定時株主総会終結時までの1年間

2. 取締役候補者の年間報酬額（案）

佐藤 公平氏	42,900,000円
佐藤 洋治氏	6,300,000円
藤本 達司氏	34,548,000円
高野 一郎氏	7,200,000円
牛島 憲明氏	6,000,000円
加藤 光利氏	7,200,000円
トーマス・イップ氏	6,000,000円
村山 啓氏	6,000,000円
神田 聖人氏	6,000,000円

3. 取締役候補者と当社取締役、上級管理職又は主要株主もしくは支配株主との関係

佐藤洋治氏及び佐藤公平氏は支配株主であり、この両名が兄弟であることを除き、候補者は互いに何らの財務、事業、親族又はその他の重要な関係を有しておりません。また、佐藤一族（以下4.(1)注4.に定義）のそれぞれは支配株主であり、佐藤洋治氏の親族であります。

4. 取締役候補者の当社及び当社関連企業における持分

本招集通知発送日現在、証券先物条例及び上場発行体の取締役による証券取引に関する標準規範に基づき、当社及び証券取引所に通知又は登録する必要がある取締役候補者の当社もしくは関連企業の株式、原株及び債券における持分は以下のとおりとなります。

(1) 当社における持分

取締役候補者の氏名	持分の種類	保有する当社 株式数 ⁽¹⁾	当社における 持分比率 ⁽²⁾
佐藤 洋治氏	支配企業における持分 ⁽³⁾	258,332,560	59.519%
	配偶者の持分 ⁽³⁾	760	
	その他 ⁽⁴⁾	197,571,800	
		455,905,120	
佐藤 公平氏	実質所有持分	55,139,680	59.519%
	その他 ⁽⁴⁾	400,765,440	
		455,905,120	
藤本 達司氏	実質所有持分	209,300	0.027%
高野 一郎氏	実質所有持分	20,000	0.003%
牛島 憲明氏	実質所有持分	414,000	0.054%

注：

1. 記載されている持分は全てロングポジションであります。
2. 2018年3月31日現在の当社発行済株式数は765,985,896株であります。
3. 当社株式を162,522,560株保有するSato Aviation Capital Limited(以下「SAC」といいます。)は、佐藤 洋治氏が100%の株式を保有し支配する会社であります。また、当社株式を95,810,000株保有するリッチオ株式会社は、SACが79.45%、佐藤 洋治氏が4.82%、同氏が100%の株式を保有するOne Asia Foundation(Hong Kong)Co., Limitedが15.73%の株式を保有しており、佐藤 洋治氏が直接所有及び間接所有によって支配する会社であります。佐藤 洋治氏の妻、佐藤 恵子氏は当社株式760株を所有しております。
4. 佐藤一族は、佐藤恵子氏(妻)、西脇八重子氏(姉)、佐藤政洋氏(弟)、佐藤茂洋氏(弟)、佐藤公平氏(弟)、佐藤清隆氏(叔父)からなります。佐藤一族は当社株式197,572,560株を所有しております。佐藤一族及び佐藤 洋治氏は親族のため、一体として当社株式を保有していると思なされております。

(2) 関連企業における持分

何れの取締役候補者も、当社関連企業の株式、原株、債券における持分もしくはショートポジションを有しておりません。

5. 規則13.51(2)に基づく追加情報

本招集通知発送日現在、開示されている内容を除き、何れの取締役候補者も本招集通知発送日の直前の3年間に香港もしくは海外の証券取引所に有価証券が上場されている公開会社の取締役を務めたことはなく、香港証券取引所上場規則の規則13.51(2)(h)から13.51(2)(v)の規定要件に基づき開示すべき候補者に関する他の情報、また当社株主及び証券取引所が注意を払うべき他の事項は存在いたしません。

6. 規則3.13に基づく独立要件

取締役候補者の高野一郎氏、加藤光利氏、トーマス・イップ氏、村山啓氏及び神田聖人氏は、香港証券取引所上場規則に基づく独立非業務執行取締役の候補者であります。

当社は、上場規則3.13に基づき各独立非業務執行取締役から独立性に関する確認を得ております。

以 上

第5号議案 香港証券取引所上場規則に基づく監査人選任の件（普通決議）

当社の香港証券取引所上場規則に基づく監査人であるPwCあらた有限責任監査法人は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査委員会の決定に基づいたものであります。

監査人候補者は、次のとおりであります。

(2018年3月31日現在)

名 称	PwCあらた有限責任監査法人 (英文名称：PricewaterhouseCoopers Aarata LLC)	
事 務 所	主たる事務所の所在地 東京都千代田区大手町1丁目1番1号	
沿 革	2006年6月 2006年7月 2015年7月 2016年7月	あらた監査法人設立 業務開始 PwCあらた監査法人に名称変更 有限責任監査法人へ移行し、PwCあらた有限責任監査法人に名称変更
概 要	資本金	10億円
	構成人員	
	パートナー	145名
	公認会計士	922名
	会計士補・全科目合格者	557名
	US CPA・その他専門職員	867名
	事務職員	595名
	合 計	3,086名

以 上

